

## ～事業主の方へのお願いとお知らせ～

### (1) 給与支払報告書の提出

給与支払者は、前年分の給与について、給与の支払いを受けている方の1月1日現在（中途退職した方については退職時）の住所地の市町村へ、給与支払報告書を提出することとなっています。

給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

#### ◆平成24年度(平成23年分)給与支払報告書の提出日

平成24年1月31日(火)必着 ※期日厳守のうえ、お早めに提出してください。

#### ◆平成24年度(平成23年分)給与支払報告書の提出対象者

平成23年1月1日から12月31日までの間に給与の支払を受けた方

○役員・正社員・アルバイト・パート等の別や所得税の確定申告を行うかどうかの別、支払給与の多少にかかわらず提出してください。

○中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

#### ◆自宅やオフィスなどからインターネット経由で電子申告

eLTAX（エルタックス）の電子申告では、PCdeskなどの対応ソフトウェアを使用して、市販の税務・会計ソフトウェアなどで作成した情報を活用し、給与支払報告書の提出手続きが行えます。

詳しくは、eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/> をご参照ください。

### (2) 個人住民税の特別徴収(給与天引き)への移行

地方税法ならびに本市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、すべて特別徴収義務者として従業員の個人住民税（市・県民税）を特別徴収するものと定められています。特別徴収への移行にご協力をお願いします。

お問い合わせは、市税務課市民税担当（市役所1階☎32・3821）まで。

## 多段階免除が承認された方へ 国民年金の一部保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料の一部免除が承認されている期間については、区分に応じて国民年金保険料の一部を免除し、残りを納付していただくものです。

一部保険料を納付しなかった場合、その期間は「未納期間」となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受給できない場合があるので、保険料の納め忘れがないかご確認をお願いします。

※それぞれの年金を受け取るには、一定の要件が必要となります。

納付（免除）区分	月々の保険料 平成23年度	老齢基礎年金額
1/4納付 (3/4免除)	3,760円	年金額5/8 21年3月分までは $\frac{1}{2}$
半額納付 (半額免除)	7,510円	年金額3/4 21年3月分までは $\frac{2}{3}$
3/4納付 (1/4免除)	11,270円	年金額7/8 21年3月分までは $\frac{5}{6}$

お問い合わせは、徳島南年金事務所（☎088・652・3114）まで。